

令和3年1月15日

会員事業所並びに関係機関 各位

佐野商工会議所

栃木県の緊急事態措置期間中における当所相談窓口対応について

拝啓 小寒の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当所では標記新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた当所会員事業所を支援することを目的として次のとおり臨時相談窓口を開設致しますので、お気軽にご相談下さい。

記

1. 窓口対応：令和3年1月14日（木）～2月7日（日）午前9時 ～ 午後5時
場所：佐野商工会議所 2階事務所内
※土曜日及び日曜日も無休で対応致します。
栃木県の緊急事態措置期間中は、毎日対応致します。
2. 相談内容：栃木県営業時間短縮協力金
（仮）最大40万円の中小企業向け一時金
新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度
日本公庫等の既往債務の借換一本化
信用保証協会付き融資における保証料・利子減免
生産性革命推進事業（持続化補助金等）
雇用調整助成金の特例措置（社労士をご紹介します。）
納税の猶予の特例
栃木県地域企業感染症対策支援補助金
佐野市が実施するコロナ対策の各種支援事業等
3. 対象者等：佐野市内で事業を営む当中小・小規模事業者の皆様
※会員・非会員問わず対応致します。
4. 相談員：当所経営指導員又は中小企業診断士（木・金曜日）が対応致します。
※人数に限りがございますので、出来る限り「事前予約」をお願い致します。

【本件担当】

佐野商工会議所

経営支援課長 青木

TEL0283-22-5511 / FAX 22-5517